

国際会議等各種会議の沖縄開催の推進に係る実務者会合の設置について（案）

令和 8 年 2 月 27 日

国際会議等各種会議の沖縄開催の推進に係る各省庁連絡会議 決定

1. 趣旨

「国際会議等各種会議の沖縄開催の推進について」（平成 12 年 6 月 20 日閣議了解）に基づき、国際会議等各種会議（以下「国際会議等」という。）の沖縄開催を政府全体として推進するため、国際会議等各種会議の沖縄開催の推進に係る各省庁連絡会議（以下「各省庁連絡会議」という。）を設置している。

各省庁連絡会議をより効果的に開催するため、国際会議等各種会議の沖縄開催の推進に係る実務者会合（以下「実務者会合」という。）を各省庁連絡会議の下に設ける。

2. 実務者会合の運営

実務者会合は、以下のとおり開催することとする。

- ・ 国際会議等の沖縄開催のために有用な情報の収集及びその活用等を検討する。検討した情報を各省庁連絡会議に報告する。
- ・ 上記情報の収集等のため、まずは沖縄県のリーディング産業の一つである観光分野における国際会議等の誘致について、関係省庁等と意見交換を行う。
- ・ 内閣府政策統括官（沖縄政策担当）、沖縄県文化観光スポーツ部、観光庁国際観光部、（独）国際観光振興機構を構成員とする。
- ・ 毎年度 1 回程度開催する。